

42 第5章 直近の2事業年度における財産の状況

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(資産の部)

(単位:百万円)

科 目	平成13年度末	平成14年度末	増減額
	(平成14年3月31日現在)	(平成15年3月31日現在)	
	金 額	金 額	
現金及び預貯金	2,316	1,572	△ 743
現金	1	1	—
預貯金	2,315	1,571	△ 743
有価証券	4,185	2,901	△ 1,283
外国有価証券	966	1,799	833
その他の証券	3,219	1,101	△ 2,117
不動産及び動産	401	338	△ 63
建物	183	159	△ 23
動産	218	178	△ 40
その他資産	14,156	17,713	3,556
代理店貸	180	148	△ 31
再保険貸	51	12	△ 39
外国再保険貸	1	—	△ 1
未収金	369	2,792	2,423
未収収益	0	0	0
預託金	178	167	△ 10
地震保険預託金	10	15	5
仮払金	314	379	64
保険業法第113条繰延資産	11,996	12,952	955
ソフトウェア	592	1,218	625
その他の資産	459	25	△ 434
貸倒引当金	△ 10	△ 1	8
資産の部合計	21,050	22,523	1,473

## (負債の部)

(単位:百万円)

科 目	平成13年度末	平成14年度末	増減額
	(平成14年3月31日現在)	(平成15年3月31日現在)	
	金 額	金 額	
保険契約準備金	5,279	7,660	2,381
支払備金	1,403	2,055	652
責任準備金	3,875	5,605	1,729
その他負債	597	905	307
再保険借	110	0	△ 110
外国再保険借	0	-	0
未払法人税等	31	34	3
預り金	0	0	0
未払金	375	492	116
仮受金	80	378	297
退職給付引当金	38	66	27
賞与引当金	64	76	11
価格変動準備金	1	0	△ 1
負債の部合計	5,982	8,710	2,727
<b>(資本の部)</b>			
資本金	10,471	-	-
法定準備金	8,971	-	-
資本準備金	8,971	-	-
欠損金	4,318	-	-
当期未処理損失	4,318	-	-
(当期損失)	( 1,980 )	( - )	( - )
評価差額金	△ 57	-	-
資本金	-	11,221	-
資本剰余金	-	9,721	-
資本準備金	-	9,721	-
利益剰余金	-	△ 6,889	-
当期未処理損失	-	6,889	-
(当期損失)	( - )	( 2,571 )	( - )
株式等評価差額金	-	△ 239	-
資本の部合計	15,067	13,813	△ 1,253
負債及び資本の部合計	21,050	22,523	1,473

(平成14年度の注記事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
  - (1) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。  
なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
  - (2) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
2. 不動産及び動産の減価償却は、定率法により行っております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によることとなりますが、当期末現在において該当建物の取得はありません。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
4. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき計上することとしております。  
この結果、当期において1.7百万円の貸倒引当金の計上を行いました。
5. 退職給付引当金は、従業員の退職給与に充てるため、自己都合退職による期末要支給額を計上しております。
6. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づいて計上しております。
7. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
8. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費の費用は、税込方式によっております。  
なお、資産に係わる控除対象外消費税等相当額は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
9. 保険業法第113条繰延資産への繰入額および償却額の計算は、定款の規定に基づき行っております。
10. 自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間(原則5年)に基づく定額法によっております。
11. 不動産及び動産の減価償却累計額は569百万円であります。
12. 1株当たりの当期損失は11,828円75銭であります。  
算定上の基礎である当期損失は2,571百万円、普通株式に係る当期損失は2,571百万円、普通株式の期中平均株式数は217千株であります。
13. 商法施行規則第92条に規定する資本の欠損の額は、68億89百万円であります。
14. 当期から保険業法施行規則の改正により貸借対照表の様式を改訂いたしました。その主な内容は次のとおりであります。
  - (1) 従来、「資本の部」の内訳として表示していた「資本金」、「法定準備金」及び「欠損金」を「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」として表示しております。
  - (2) 従来「評価差額金」を「株式等評価差額金」として表示しております。
15. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## (2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成13年度 (平成13年4月1日から 平成14年3月31日まで)	平成14年度 (平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)	増減額
	金額	金額	
経常収益	6,950	9,671	2,720
保険引受収益	6,905	9,448	2,542
正味収入保険料	6,753	9,447	2,693
積立保険料等運用益	0	1	0
その他保険引受収益	151	-	△ 151
資産運用収益	11	180	168
利息及び配当金収入	12	43	31
有価証券売却益	-	137	137
積立保険料等運用益振替	△ 0	△ 1	△ 0
その他経常収益	33	42	8
貸倒引当金戻入額	-	8	8
その他の経常収益	33	33	△ 0
経常費用	8,925	12,238	3,313
保険引受費用	6,110	6,951	840
正味支払保険金	2,186	3,570	1,383
損害調査費	621	530	△ 91
諸手数料及び集金費	307	468	161
支払備金繰入額	1,055	652	△ 402
責任準備金繰入額	1,939	1,729	△ 210
為替差損	0	0	△ 0
資産運用費用	20	232	211
有価証券売却損	20	117	96
有価証券償還損	-	115	115
営業費及び一般管理費	5,509	5,991	482
その他経常費用	2,008	2,616	608
貸倒引当金繰入額	10	-	△ 10
貸倒損失	0	0	0
保険業法第113条繰延資産償却費	1,997	2,590	592
その他の経常費用	0	26	26
保険業法第113条繰延額	△ 4,724	△ 3,553	1,170
経常損失	1,974	2,567	593
特別利益	0	1	1
不動産動産処分益	0	-	△ 0
価格変動準備金戻入額	-	1	1
特別損失	0	1	0
不動産動産処分損	-	1	1
価格変動準備金繰入額	0	-	△ 0
税引前当期損失	1,974	2,567	592
法人税及び住民税	5	3	△ 1
当期損失	1,980	2,571	591
前期繰越損失	2,338	4,318	1,980
当期末処理損失	4,318	6,889	2,571

(平成14年度の注記事項)

1. ① 正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。

収入保険料	9,643 百万円
支払再保険料	196 百万円
差引	9,447 百万円

- ② 正味支払保険金の内訳は、次のとおりであります。

支払保険金	3,773 百万円
回収再保険金	202 百万円
差引	3,570 百万円

- ③ 諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	484 百万円
出再保険手数料	16 百万円
差引	468 百万円

- ④ 利息及び配当金収入の内訳は、次のとおりであります。

預貯金利息	0 百万円
有価証券利息・配当金	43 百万円
その他利息・配当金	0 百万円
計	43 百万円

2. 保険業法第113条繰延資産償却費および繰延額の計算は、定款の規定に基づき行っております。

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## (3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	平成13年度 (平成13年4月1日から 平成14年3月31日まで)	平成14年度 (平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)	増減額
	金額	金額	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期利益（損失）	△ 1,974	△ 2,567	△ 592
減価償却費	298	440	141
支払備金の増加額	1,055	652	△ 402
責任準備金等の増加額	1,939	1,729	△ 210
貸倒引当金の増加額	10	△ 8	△ 18
退職給付引当金の増加額	19	27	8
賞与引当金の増加額	16	11	△ 4
価格変動準備金の増加額	0	△ 1	△ 2
利息及び配当金収入	△ 12	△ 43	△ 31
有価証券関係損益	△ 23	94	117
為替差損益	0	0	0
不動産動産関係損益	0	1	1
その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額	△ 985	40	1,026
その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額	45	420	375
その他（ソフトウェア）	△ 209	△ 947	△ 738
小計	181	△ 149	△ 331
利息及び配当金の受取額	11	43	32
その他（保険業法第113条繰延額）	△ 2,726	△ 955	1,770
法人税等の支払額	△ 5	△ 3	1
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,538	△ 1,065	1,472
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△ 2,677	△ 2,992	△ 314
有価証券の売却・償還による収入	—	1,869	1,869
II① 小計	△ 2,677	△ 1,123	1,554
(I + II①)	△ 3,538	△ 2,189	1,349
不動産及び動産の取得による支出	△ 58	△ 54	3
不動産及び動産の売却による収入	1	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,735	△ 1,178	1,557
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入	5,229	1,500	△ 3,729
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,229	1,500	△ 3,729
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0	0
V 現金及び現金同等物の増加額	△ 45	△ 743	△ 698
VI 現金及び現金同等物期首残高	2,603	2,558	△ 45
VII 現金及び現金同等物期末残高	2,558	1,814	△ 744

(注1) II①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

(注2) (I + II①)は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

(注3) 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3ヶ月以内の定期預金等の短期投資からなっています。

(注4) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

(平成15年3月31日現在)

現金及び預貯金	1,572 百万円
有価証券	2,901 百万円
現金同等物以外の有価証券	△ 2,660 百万円
現金及び現金同等物	1,814 百万円

## (4) 損失処理に関する書面

(単位：百万円)

科 目	平成12年度	平成13年度	平成14年度
当期末処理損失	2,338	4,318	6,889
次期繰越損失	2,338	4,318	6,889

## (5) 一株当たり配当等

指 標	平成12年度	平成13年度	平成14年度
一株当たり配当金	－円－銭	－円－銭	－円－銭
配当性向	－	－	－
一株当たり当期損失	11,694円66銭	11,007円88銭	11,828円75銭

(注) 1株当たり当期損失は  $\frac{\text{当期損失}}{\text{期中平均株数 (加重平均)}}$  により算出しております。

## (6) 一株当たり純資産額

(単位：千円)

区 分	平成12年度末	平成13年度末	平成14年度末
一株当たり純資産額	75	71	61

## (7) 一人当たり総資産

(単位：百万円)

区 分	平成12年度末	平成13年度末	平成14年度末
従業員一人当たり総資産	83	98	97

## 2. リスク管理債権

(単位：百万円)

区 分	平成13年度末	平成14年度末
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	—	—
3ヵ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—
合 計	—	—

(注)

(1) 破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令に定める一定の事由が生じているものです。

(2) 延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものです。

(3) 3ヵ月以上延滞債権

3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

(4) 貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

## 3. 債務者区分に基づいて区分された債権

本開示に必要な次に掲げる(1)破産更正債権及びこれらに準ずる債権、(2)危険債権、(3)要管理債権、(4)正常債権については該当するものではありません。

(注)

(1) 破産更正債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。

(3) 要管理債権

3ヵ月以上延滞貸付金及び貸出条件緩和債権(除く上記(1)、(2))。

(4) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)～(3)に掲げる債権以外のものに区分される債権。